

◆ 農業振興地域整備計画の変更について

- |   |                               |   |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 新津農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について | 1 |
| 2 | 巻農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について  | 5 |



# 1 新津農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

## 1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	新潟市秋葉区 出戸字京塚 237・1 外 1 筆	農用地	法第 1 3 条第 2 項該当 具体的理由：保育園敷地拡張のため。	1,180.00 m <sup>2</sup> (田)	保育園敷地用地

## 2 変更理由

### 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市秋葉区新津地域において、私立保育園の敷地拡張を行うものである。

当該保育園は平成元年に現在地に新築移転し、地元の保育ニーズに応えるべく定員増をかさね運営にあたっている。

そのため、屋外遊戯場においては面積不足が生じており、屋外での健全なる十分な保育が出来ない状況にある。

また、駐車場についても（職員の増加などから）面積不足が生じ、近隣周辺に適地がないことから、不足分は園正面の道路に路上駐車をしている状態である。

そのようなことから、園児の送迎時に事故が発生する危険性があることや道路を通過する一般車両の通行にも支障をきたしており、近隣地域住民や園児父母からも早急な対応を求める要望が出ている状況である。

これらの問題を解決するためには、当該保育園の隣地に屋外遊戯場及び駐車場用地を確保する必要がある。

そのため、新津農業振興地域整備計画を変更するものである。

## 3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図 1】及び【詳細図 1】

## 4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

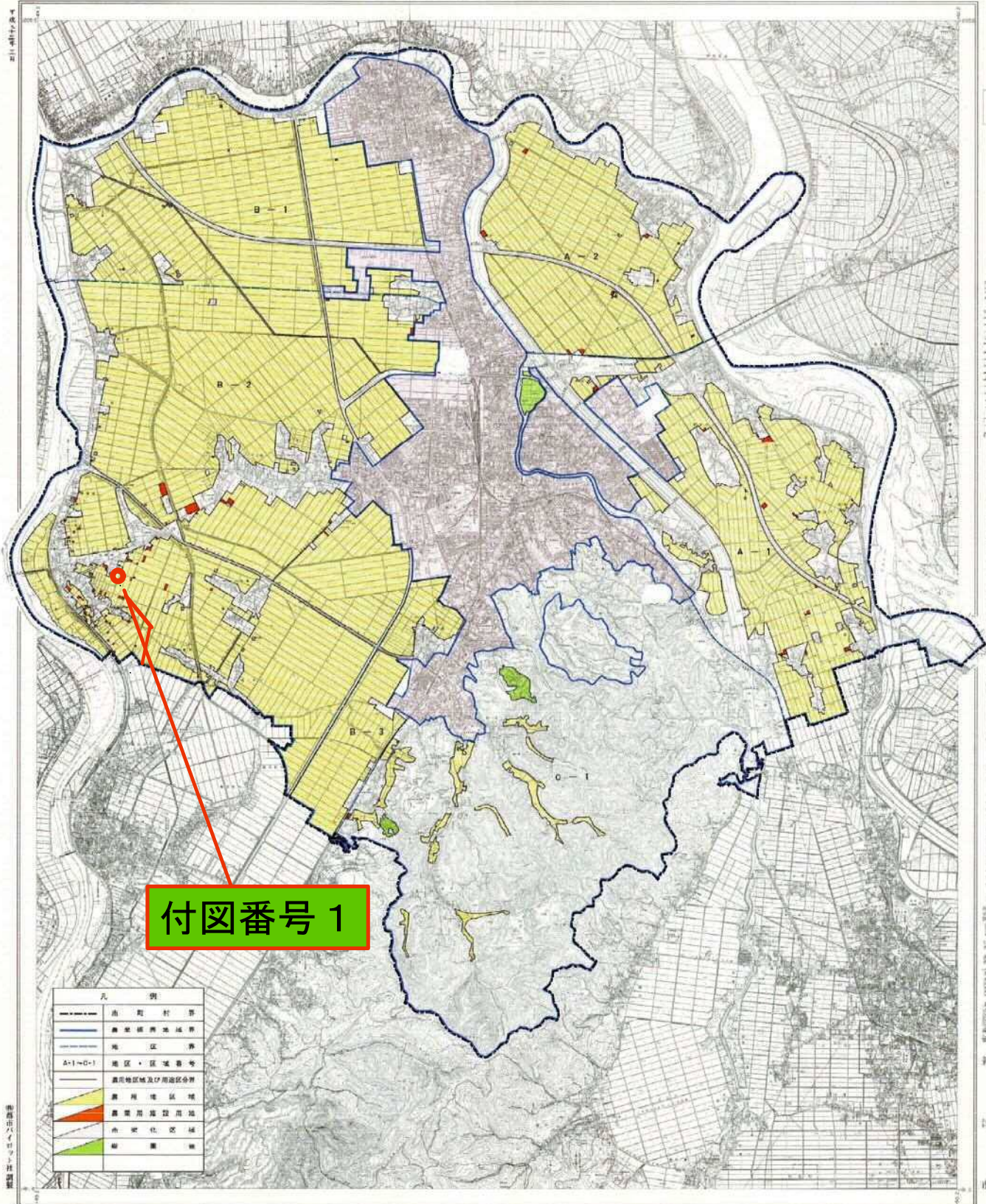
該当なし

## 5 当該変更の経過

日付	事項
H26. 4. 3	新津農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H26. 5. 20	新津農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H26. 6. 9	新津農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧開始
H26. 7. 9	新津農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H26. 7. 24	新津農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H26. 7. 25	新津農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H26. 7. 31	新津農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H26. 8. 15	新津農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告（農振除外）

# 位置図 1

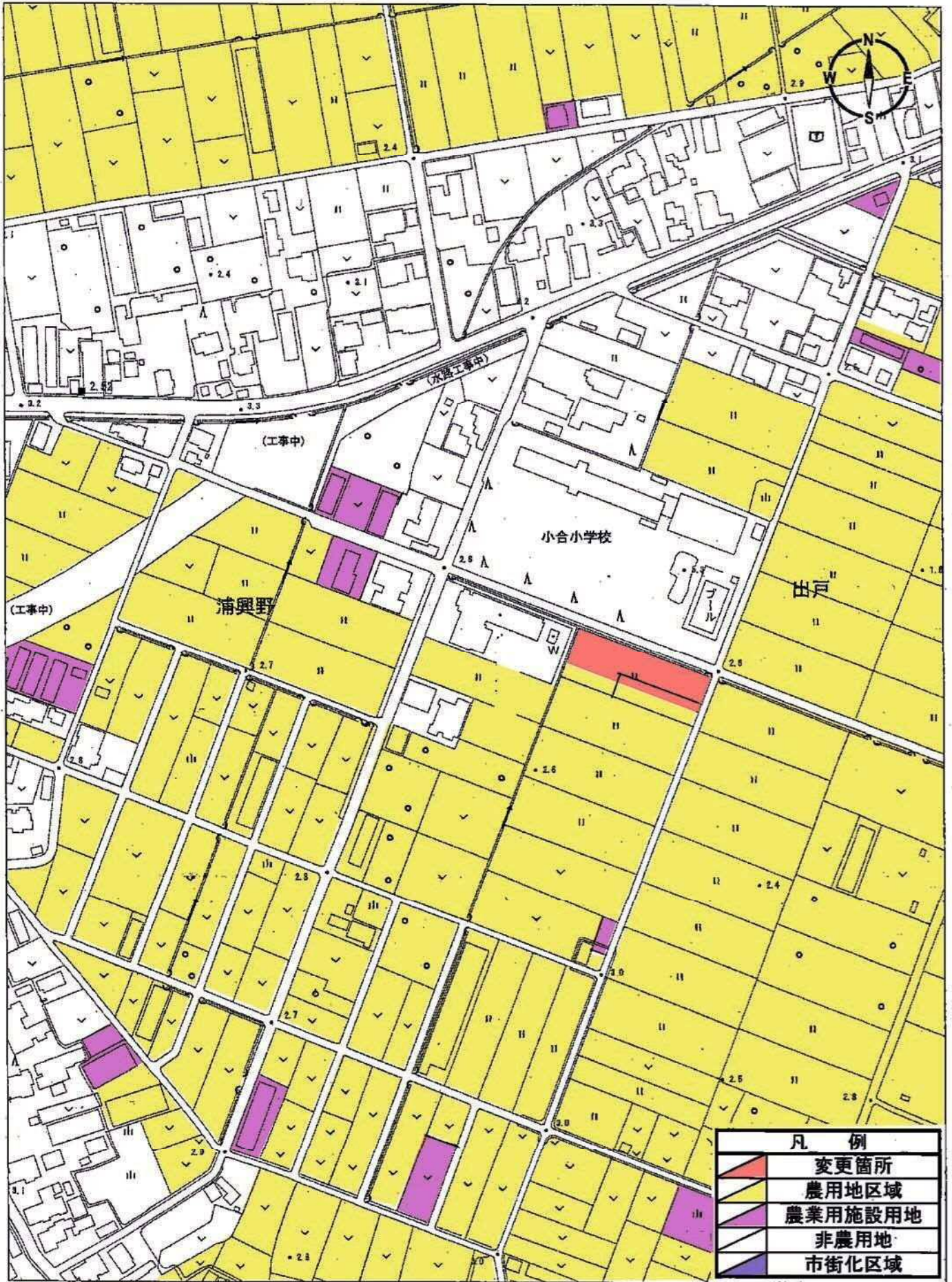
附図1号土地利用計画図新津地域



付図番号 1

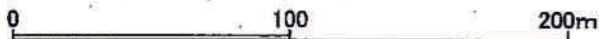
凡 例	
	市界
	町界
	地区界
	A-1~D-1 地区・区域番号
	農用地区域及び用途区分
	市営地区域
	緑地





凡 例	
	変更箇所
	農用地区域
	農業用施設用地
	非農用地
	市街化区域

(中央) 1/2500



## 2 巻農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

### ◆山島地区農振区域編入

#### 1 変更の概要

(1) 変更種別：編入

(2) 変更概要

付図番号	編入箇所 (大字, 字, 地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
2-1	西蒲区漆山 8622 番 ほか 26 筆	法第 10 条第 3 項第 1 号該当 具体的理由：農振地域編入にともなう農用地区域への編入のため	田 18,370 m <sup>2</sup> 畑 583 m <sup>2</sup> 法定外公共物 6,047 m <sup>2</sup>  合計 25,000 m <sup>2</sup>	農用地

#### 2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

[付図番号 2-1(山島地区農振区域編入)]

山島地区は水田農業地帯であり、水稻・大豆を主要品目として農業経営が営まれている。当該編入地は、平成 23 年 3 月 18 日に新潟都市計画区域の市街化区域に指定されたが、指定後も水田農地としての土地利用が図られている。今後も計画的市街地形成が図られる見込がなく、長期的に営農を継続することが確実であることから平成 25 年度末に都市計画法上の市街化調整区域に区域変更がされた。

これにともない当該地は巻農業振興地域への農振地域編入をし、また法第 10 条第 3 項第 1 号で定める集团的に存在する農用地に該当することから農用地区域に編入するものである。

#### 3 変更箇所位置図及び詳細図

位置図 2

変更箇所詳細図 2-1

#### 4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

土地改良事業名, 事業の種類等	事業 地区名	事業 施工者	全体受 益面積	工期	備 考
国営新川流域農業 水利事業	新川流域 地区	農林水産省	19,778 ha	H8～H27	
県営かんがい排水 事業	西蒲原排 水地区 (1～4期)	新潟県	15,313 ha	S62～H27	

## 5 当該変更の経過

日付	事項
H26. 1. 23	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H26. 3. 28	新潟都市計画区域の変更 巻農業振興地域の変更 巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H26. 5. 20	巻農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧開始
H26. 6. 19	巻農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H26. 7. 4	巻農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H26. 7. 7	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H26. 7. 9	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H26. 7. 11	巻農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告



# 卷地域土地利用計画図

位置図2



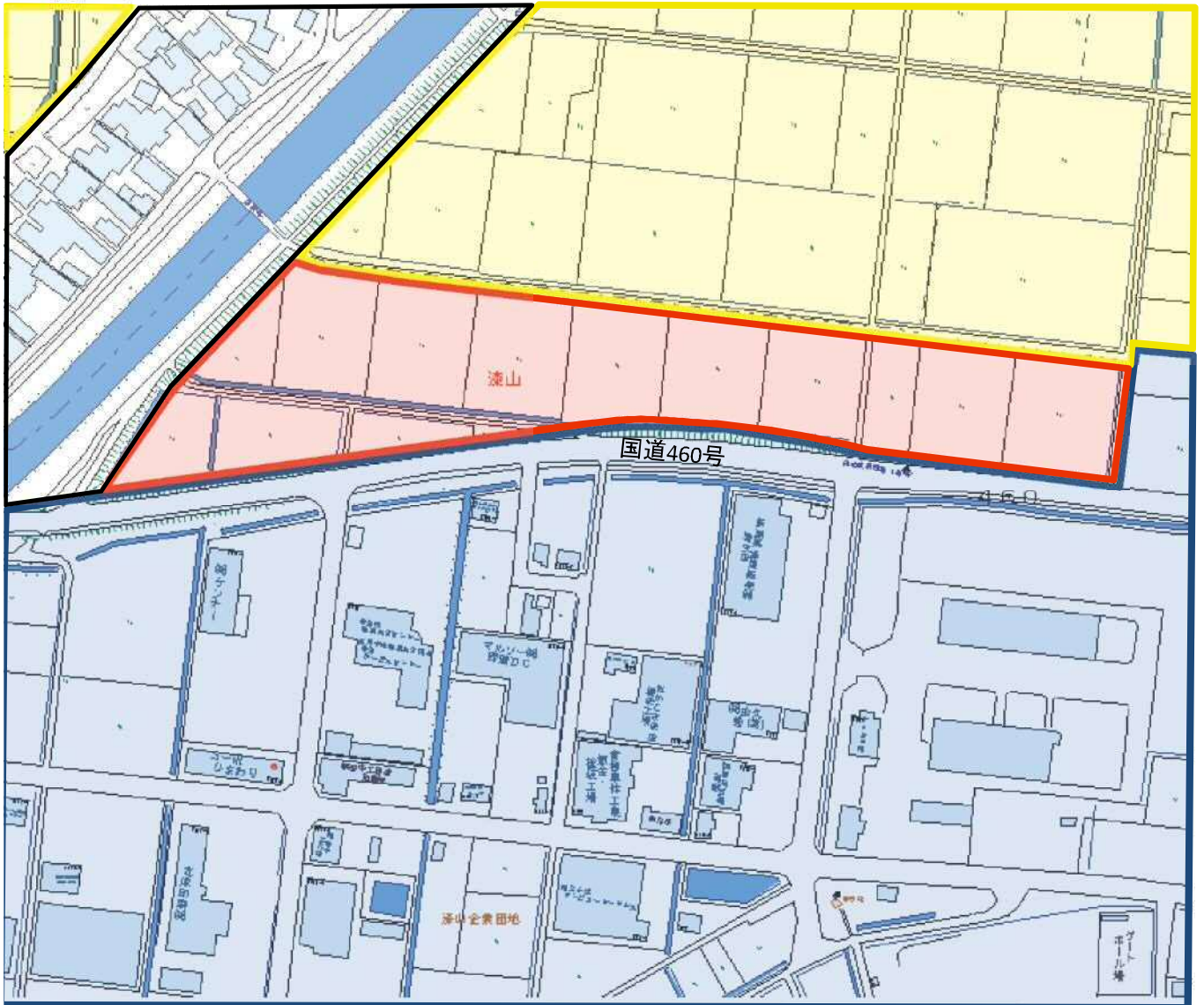
付図番号2-1

付図番号2-2


凡 例	
	市界村界
	都市計画区域境界
	地区界
	都市計画区域核内
	都市計画区域核外
	都市計画区域核内地区
	山
	林
	都市計画区域核内
	都市計画区域核外
	D I D 地区



変更箇所詳細図2-1



凡例

-  農用地区域
-  農用地区域外の土地
-  市街化区域
-  編入箇所

## ◆並岡地区行政区界変更

### 1 変更の概要

(1) 変更種別：編入，除外

(2) 変更概要

#### ア 編入

付図番号	編入箇所 (大字，字，地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
2-2	西蒲区並岡 4976 番 1 ほか 17 筆	法第 10 条第 3 項第 1 号該当 具体的理由：県営ほ場整備事業（並岡地区，北都地区）の換地による行政区界変更にもなう農振地域変更のため	16,234 m <sup>2</sup> 田，用悪水路 公衆用道路	農用地

#### イ 除外

付図番号	除外箇所 (大字，字，地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の 用途
2-2	西蒲区並岡 1129 番 ほか 30 筆	農用地 (田)	法第 10 条第 3 項非該当 具体的理由：県営ほ場整備事業（並岡地区，北都地区）にもなう行政区界変更により農用地区域が変更されたため	18,092 m <sup>2</sup> 田，用悪水路， 公衆用道路	農用地 (燕農業振 興地域へ 編入)

### 2 変更理由

#### 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

〔付図番号 2-2（並岡地区行政区界変更）〕

並岡地区及び北都地区は水田農業地帯であり，水稻・大豆を主要品目として農業経営が営まれている。農地の基盤整備は当初 10a 区画であったが，大型機械での効率的作業への支障や土水路の水漏れなどの支障が農業経営の維持・発展の妨げになっていた。そのため当該地区では，この状況の改善に向けて県営ほ場整備事業に取り組むこととした。

この圃場整備事業の換地によって，燕市との行政区界の変更が成されたことにもなう巻農業振興地域の農振地域変更に合わせて，農用地区域への編入および除外を行うものである。

### 3 変更箇所位置図及び詳細図

位置図 2

変更箇所詳細図 2-2

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

土地改良事業名, 事業の種類等	事業 地区名	事業 施工者	全体受 益面積	工期	備 考
国営新川流域農業 水利事業	新川流域 地区	農林水産省	19,778 ha	H8～H27	
県営かんがい排水 事業	西蒲原排 水地区 (1～4期)	新潟県	15,313 ha	S62～H27	

5 当該変更の経過

日付	事項
H26. 1. 23	巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H26. 3. 28	新潟都市計画区域の変更 巻農業振興地域の変更 巻農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H26. 5. 20	巻農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
H26. 6. 19	巻農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H26. 7. 4	巻農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H26. 7. 7	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H26. 7. 9	巻農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H26. 7. 11	巻農業振興地域整備計画変更に係る12条公告



変更箇所詳細図2-2



(中央) 1/2500

0 100 500m